

清瀬市電気自動車用急速充電設備等導入事業
－ 公募型プロポーザル企画提案書作成要領及び審査基準 －

1. 公募型プロポーザル企画提案書の作成要領

清瀬市電気自動車用急速充電設備等導入事業（以下、「本事業」という。）に係る公募型プロポーザル実施要領及び仕様書の内容を理解した上で、以下の視点に基づき企画提案書を作成するものとする。

- (1) 本事業の実施スケジュールを示すこと。なお、国の補助事業を活用する場合は、補助事業の条件に適応した内容とし、申請スケジュールなども併せて示すこと。
- (2) 事業者は、来庁者の駐車場利用状況等を十分に考慮の上、EV 充電設備等の設置場所及び規模について、その整備方針、方法等も含めて提案すること。
- (3) EV 充電設備の規格については、CHAdemo 方式を原則とするが、他の方式を採用する場合、その方式のメリット・デメリット等について提案すること。
- (4) EV 充電設備等は、日本国内に本社を有する企業が製造する製品を使用するものとし、そのメーカー等についても示すこと。
- (5) 事業者は、EV 充電設備等の利用により生じた電気料金を負担するものとしていることから、電気料金の負担の方法等を示すこと。
- (6) 本事業の期間中は、事業者の責任において、EV 充電設備等の維持管理及び運営を行うものとしていることから、その期間における維持管理及び運営の方法を示すこと。また、トラブル等緊急時の対応及び人員体制等についても示すこと。
- (7) 事業者は、利用者から利用料を徴収し、利用料金については、事業者にて決定するものとしていることから、利用料金形態について示すこと。利用料金については、利用者がわかりやすい料金形態とすること。
- (8) EV 充電設備等の整備にあたっては、地域経済への還元のため可能な範囲で市内事業者を活用すること。また、その活用の有無について明記すること。
- (9) 本事業は、脱炭素施策を推進すると同時に災害時のレジリエンス強化を図ることとしていることから、EV 又は EV 充電設備を災害時のレジリエンス強化に資する使用について提案があれば積極的に提案すること。
- (10) EV 充電設備については、充電スピードの飛躍的な向上や全固体電池といった代替技術の登場も見込まれるため、代替技術が主流となる見込みが発生した場合や代替技術の登場により、本事業により設置した EV 充電設備等の利用が極端に減少した場合についての対応について明確に示すこと。
- (11) その他本事業の内容に資する提案があれば積極的に提案すること。

2. 審査に係る基本的な考え方

審査は、参加表明書により参加資格条件の審査を行い、参加資格条件を満たす事業者を対象として、企画提案書の内容について清瀬市電気自動車用急速充電設備等導入事業に係るプロポーザル審査委員会（以下、「審査会」という。）により書面審査を行う。なお、書面による審査が困難な場合又は疑義が生じたときは、審査委員会から事業者に対して問い合わせすることもあることから、事業者はこれに協力するものとする。

評価は、評価結果を数値化する採点方式を採用し、各評価点を合算した総合評価点が最も高い事業者を選定するものとする。

(1) 選定方法

各評価点を合算した総合評価点が最も高い事業者を選定するものとする。ただし、各評価項目のひとつでも0点の項目があった場合または評価点数の合計が一定以下の場合には当該事業者を選定しないものとする。よって最終的に事業者を選定しない場合があることに留意されたい。

(2) 総合評価点が最も高い事業者が2以上ある（同点）ときの対応

総合評価点が最も高い事業者が2以上あるときは、審査委員会委員の多数決により事業者を選定する。

3. 評価方法

評価は、以下の手順で行う。なお、算出にあたっては、小数点第一位までを有効とし、小数点第二位以下を切り捨てる。

(1) 審査項目及び配点等

審査項目は、「1. 公募型プロポーザル企画提案書の作成要領」に従い、別表1「各評価の視点及び配分」のとおりとする。

(2) 評価基準

企画提案書の各審査項目は、次の評価基準に応じて付与点を採点する。

評価基準	付与点	(例) 配分 10 点の場合
特に優れた提案である	配分点×1.0	10×1.0=10 点
優れた提案である	配分点×0.8	10×0.8=8 点
想定した程度の提案である	配分点×0.5	10×0.5=5 点
想定を下回る提案である	配分点×0.2	10×0.2=2 点
要件を満たしていない	0	0 点

(3) 総合評価点

(2) の評価基準（配分 100 点）について委員ごとに採点し、各委員の合計点数を委員数で除した点数を「総合評価点」とする。

別表1 各評価の視点及び配分

審査項目 (1との関連)	評価の視点	配分
事業スケジュール・事業実現性 ((1))	・事業スケジュールが明確かつ妥当性があるものか。また、事業の実現可能性があるか。	10点
	・国の補助事業を活用する場合は、補助条件に適しているか。その内容やスケジュール等が妥当か。	
整備方針など ((2))	・EV充電設備等の設置場所及び規模は明確か。来庁者の駐車場利用状況を考慮しているか。	20点
	・EV充電設備等の整備方針及び方法等は明確かつ妥当性があるものか。	
充電設備の規格・電気料金の負担 ((3)(4)(5))	・EV充電設備の規格はCHAdeMO方式か。その他の方式を採用する場合は、メリット・デメリット等が明確に示されているか。	10点
	・EV充電設備は日本のメーカーのものか。	
	・事業者にて電気料金の負担をすることとなっているか。	
維持管理及び緊急時の対応 ((6))	・維持管理の方法及び運営方法が具体的かつ市に負担を与えない内容となっているか。	10点
	・EV充電設備の利用状況を管理できる仕様になっているか。市から照会があった場合は回答ができるか。	
	・設備に故障や異常が生じた場合、市施設の電気系統に波及しない設計であると見込まれるか。	
	・トラブル等の緊急事態が発生したときの対応及び人員体制が明確かつ妥当性があるものか。	
	・トラブル等の緊急事態が発生したときの対応について市に負担を与えない内容となっているか。	
利用料金及び利用のしやすさ ((7))	・利用者の利用料金は明快で廉価なものとなっているか。	10点
	・利用者が利用しやすい仕様となっているか。	
地域経済への還元及び災害レジリエンス強化 ((8)(9))	・市内事業者の活用があるか。	10点
	・災害時のレジリエンス強化に資する提案があるか。また、その内容は優れたものか。	
代替技術への対応 ((10))	・代替技術が主流となった場合や、本充電設備の利用が極端に減少した場合の対応方法が明確に示されているか。	20点
独自提案 ((11))	・事業者独自の視点で、本事業の内容に資する積極的な提案があるか。	10点
合計		100点